

第4章

防 災 対 策



東通オフサイトセンター

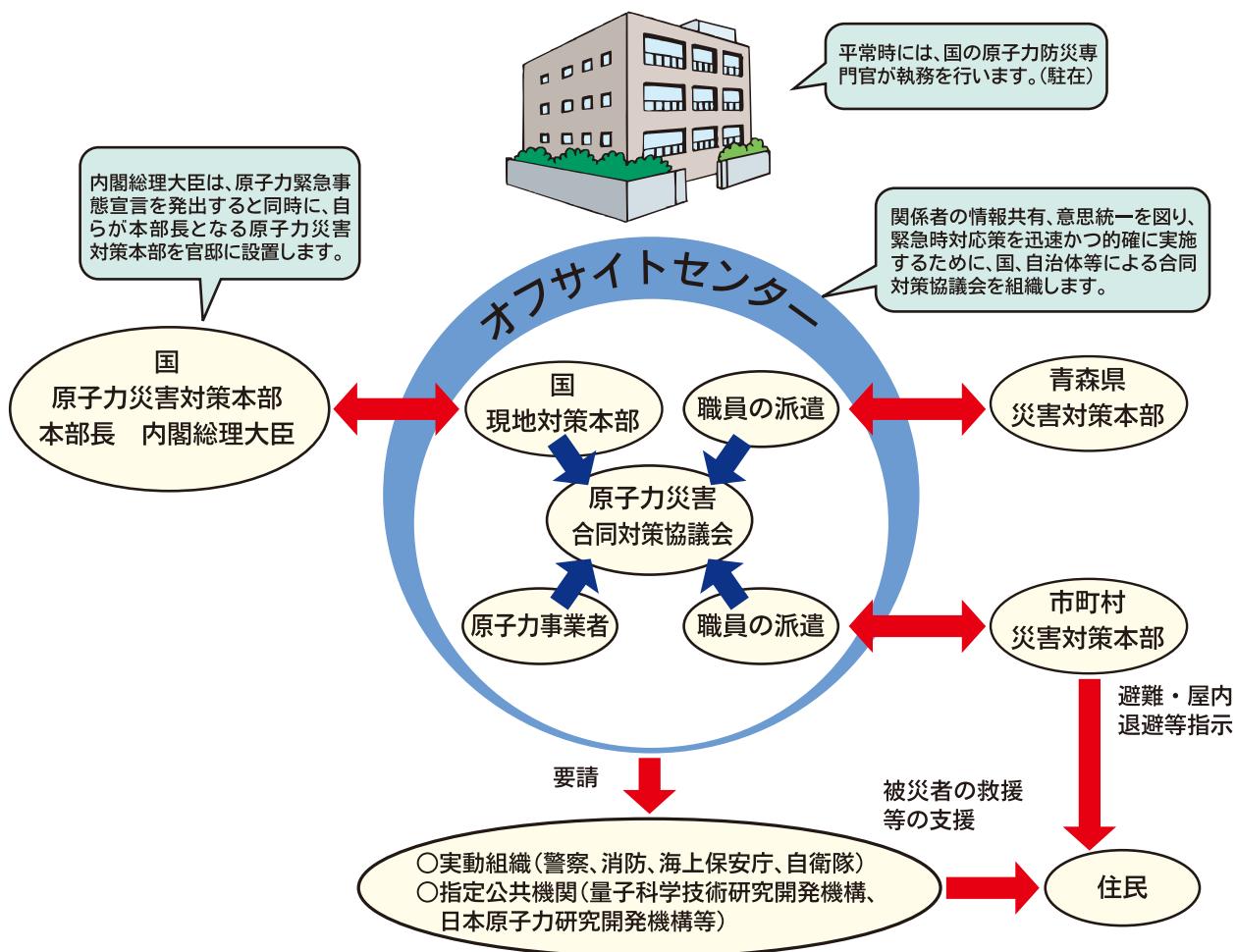
1 原子力防災対策

原子力防災対策については、原子力災害対策特別措置法に基づき、事故の際の初期対応において中核的役割を果たす国の原子力防災専門官が現地に常駐するとともに、緊急時の応急対策を実施するための拠点施設としてオフサイトセンターが整備されています。

県においても、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法等に基づき青森県地域防災計画（原子力災害対策編）を作成し、種々の防災対策を講じてきています。

令和5年2月には、防災基本計画及び原子力災害対策指針の改正内容等を踏まえ、放射線防護対策の対象となる防災業務関係者の範囲の明確化、原子力災害医療を担う各機関の役割の明確化等を反映した修正を行っています。

原子力災害対策特別措置法の下での緊急事態応急対策



六ヶ所オフサイトセンター



原子力災害合同対策協議会

国、県、市町村、事業者などで構成される「全体会議」では、オフサイトセンター内の情報を共有し、実施する対策の確認、調整などを行います。



機能班

国、県、市町村、事業者、専門家などで機能別にグループを編成して必要な対策を実施します。

- 総括班：緊急事態応急対策に関する総合調整
- 放射線班：緊急時モニタリング結果の収集・整理、放射線による影響予測
- 医療班：医療活動の把握、調整
- 住民安全班：住民防護対応及び社会秩序の維持等の状況把握・調整
- 広報班：報道機関対応、住民広報
- 運営支援班：後方支援業務
- 実動対処班：実動組織との連絡調整、輸送及び物資調達の調整
- プラントチーム：事故状況の把握、進展予測

2 青森県地域防災計画（原子力災害対策編）の概要

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、都道府県、市町村の防災会議が地域の実情に即して作成する、災害対策全般にわたる基本的な計画です。

青森県では、県民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害の発生及び拡大を防止し、復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定めた「青森県地域防災計画（原子力災害対策編）」を作成しています。（令和5年2月22日修正）

第1章 総 則

○ 計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工の事業、原子炉の運転、貯蔵の事業、再処理の事業、廃棄の事業、核燃料物質の使用、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

○ 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村は、六ヶ所村、東通村、むつ市、野辺地町及び横浜町とし、これらの市町村において、対象とする施設に係る原子力災害対策を重点的に実施すべき対象地域は、別表（49ページ）のとおりとする。

○ 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

予防的防護措置を準備する区域（以下「P A Z」という。）においては、原子力施設等の状態が以下に示す緊急事態の区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて予防的な防護措置（避難等）を準備し、実施することとする。

・情報収集事態

原子力事業所所在市町村（所在市町村の震度が発表されない場合は近傍の市町村の震度を用いる。）において震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合、その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合をいう。

原子力事業所における地震の影響について、原子力事業者からの情報収集及び平常時の環境放射線モニタリングを継続する段階。

・警戒事態

原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震その他の自然災害が発生した場合又は原子力事業所等より報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された場合をいう。

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備等を開始する必要がある段階。

・施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

・全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要	
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線: 13,000cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退却時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。	
飲食物摂取制限 ^{*9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 ^{*6}	0.5 μ Sv/h ^{*6} (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7} 放射性ヨウ素 放射性セシウム ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	飲料水 牛乳・乳製品 300Bq/kg 200Bq/kg 1 Bq/kg 2,000Bq/kg ^{*8} 500Bq/kg 10Bq/kg 100Bq/kg	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

*1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点での必要場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

*2 本値は地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

*3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

*4 *3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

*5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えは野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

*6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

*7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G -2におけるO I L 6の値を参考として数値を設定する。

*8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

*9 I A E Aでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、I A E Aの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

○ 所在市町村に隣接する市町村の対応

次に掲げる所在市町村に隣接する市町村（他施設の所在市町村、関係周辺市町村を除く、以下同じ。）においては、関連する原子力施設に係る地域防災計画（原子力災害対策編）の作成は要しないが、必要に応じ情報連絡、住民広報等の体制等を整備しておく。

[原子燃料サイクル施設等…三沢市、東北町]

(別表) 原子力災害対策重点区域

施設区分	対象施設名	原子力災害対策重点区域				
		P A Z	U P Z	市町村	地域	
ウラン加工施設 M O X 燃料加工施設	日本原燃株式会社 原子燃料サイクル施設 ・ウラン濃縮工場			六ヶ所村 (所在市町村)	なし ① ②	
	・ M O X 燃料工場	なし	施設からおおむね半径 1 km			
	・再処理工場	なし	施設からおおむね半径 5 km			
再処理施設 廃棄物埋設施設 廃棄物管理施設	・低レベル放射性廃棄物埋設センター	なし	なし	なし なし	なし なし	
	・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	なし	なし			
使用施設	(公財)核物質管理センター ・六ヶ所保障措置分析所	なし	なし	東通村 (所在市町村) 東通村 (所在市町村) むつ市 (関係周辺市町村) 野辺地町 (関係周辺市町村) 横浜町 (関係周辺市町村) 六ヶ所村 (関係周辺市町村)	なし なし ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	
発電用原子炉施設	東北電力株式会社 東通原子力発電所	施設からおおむね半径 5 km	施設からおおむね半径 30km			
使用済燃料貯蔵施設	リサイクル燃料貯蔵株式会社 リサイクル燃料備蓄センター	なし	なし	むつ市 (所在市町村)	なし	

①：弥栄平

②：尾駿レイクタウン、尾駿浜、野附、尾駿、老部川、富ノ沢、二又、第三二又、第四雲雀平、弥栄平、鷹架、室ノ久保、戸鎖

③：小田野沢、老部、白糠

④：大利、早掛平、目名、向野、蒲野沢、桑原、鹿橋、石持、野牛、入口、東栄、稻崎、古野牛川、岩屋、裊部、尻屋、尻勞、猿ヶ森、下田代、上田代、砂子又、上田屋、下田屋、豊栄、石蕨平、一里小屋

⑤：二又、石蕨平、奥内、浜奥内、近川、中野沢、中野沢開拓、本町（むつ）、田名部町、柳町、新町（むつ）、横迎町、上川町、小川町、栗山町、女館、尻釜、赤坂、土手内、斗南丘、最花、品ノ木、酪農、松山町、金谷、金谷団地、海老川町、昭和町、緑町（むつ）、下北町、仲町、若松町、港町、南町（むつ）、赤川町、松原町、南赤川町、苦生町、金曲、大曲、一里小屋、大室平、金谷沢、神山、今泉、宮ノ後、樺山、若菜、緑ヶ丘、十二林、美里町、長坂、中央、越葉沢、南名古平、清平、名古平、南閑根、北閑根、高梨、水川目、美付、浜閑根、出戸、川代、烏沢、新田、上新田、山田町、松森町、荒川町、真砂町、文京町、旭町、並川町、大平町、大湊新町、大湊浜町、大湊上町、川守町、宇田町、桜木町、宇曾利川、堺田、新城ヶ沢、城ヶ沢、泉沢、永下、近沢、角違、大湊町、戸沢、田野沢、高野川、石倉、裊川、兎沢、本町（大畑）、上野、平、正津川、高持、閑根橋

⑥：目ノ越

⑦：浜田、有畠、鶏沢、大豆田、桧木、塚名平、桙名木、旭町、館町、新町、浜町、大町、新丁、緑町、向平、向沢、松栄、幸町、百目木、吹越、中吹越、豊栄平、ちどり町、善知鳥、烏帽子平、雲雀平

⑧：泊、石川、出戸、老部川、第三二又、富ノ沢、二又、第四雲雀平、尾駿レイクタウン、尾駿、尾駿浜、野附、弥栄平、鷹架、戸鎖、室ノ久保、千樽、新納屋

第2章 原子力災害事前対策

○ 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

県は、原子力防災体制の整備・維持にあたり、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

また、緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

○ 緊急事態応急体制の整備

県は、国、所在市町村、関係周辺市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と協力し、情報の収集・連絡体制、災害応急体制、避難収容活動体制、飲食物出荷制限・摂取制限、緊急輸送活動体制、救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備を行う。

○ 住民等への的確な情報伝達体制の整備

県は、国、所在市町村、関係周辺市町村と連携し、複合災害にも備えた情報伝達体制を整備し、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。また、情報を得る手段が限られる指定避難所等への情報提供についても配慮する。

○ 行政機関の業務継続計画の策定

県は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、庁舎の所在地が避難指示区域に含まれた場合の退避先や、優先的に実施する業務や人員の確保等について定めた業務継続計画をあらかじめ策定する等により、業務継続性の確保を図る。また、所在市町村及び関係周辺市町村の庁舎が被災した場合の退避先をあらかじめ定めることについて協力する。

○ 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

県は、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため広報活動を実施するとともに、所在市町村及び関係周辺市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に必要な助言を行う。また、各種資料をアーカイブとして広く収集・整理して公開に努め、災害から得た知見や教訓を国際会議の場等を通じて発信する。

○ 防災業務関係者の人材育成と防災訓練等の実施

県は、国と連携し、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるとともに、実践的な防災訓練を実施する。

第3章 緊急事態応急対策

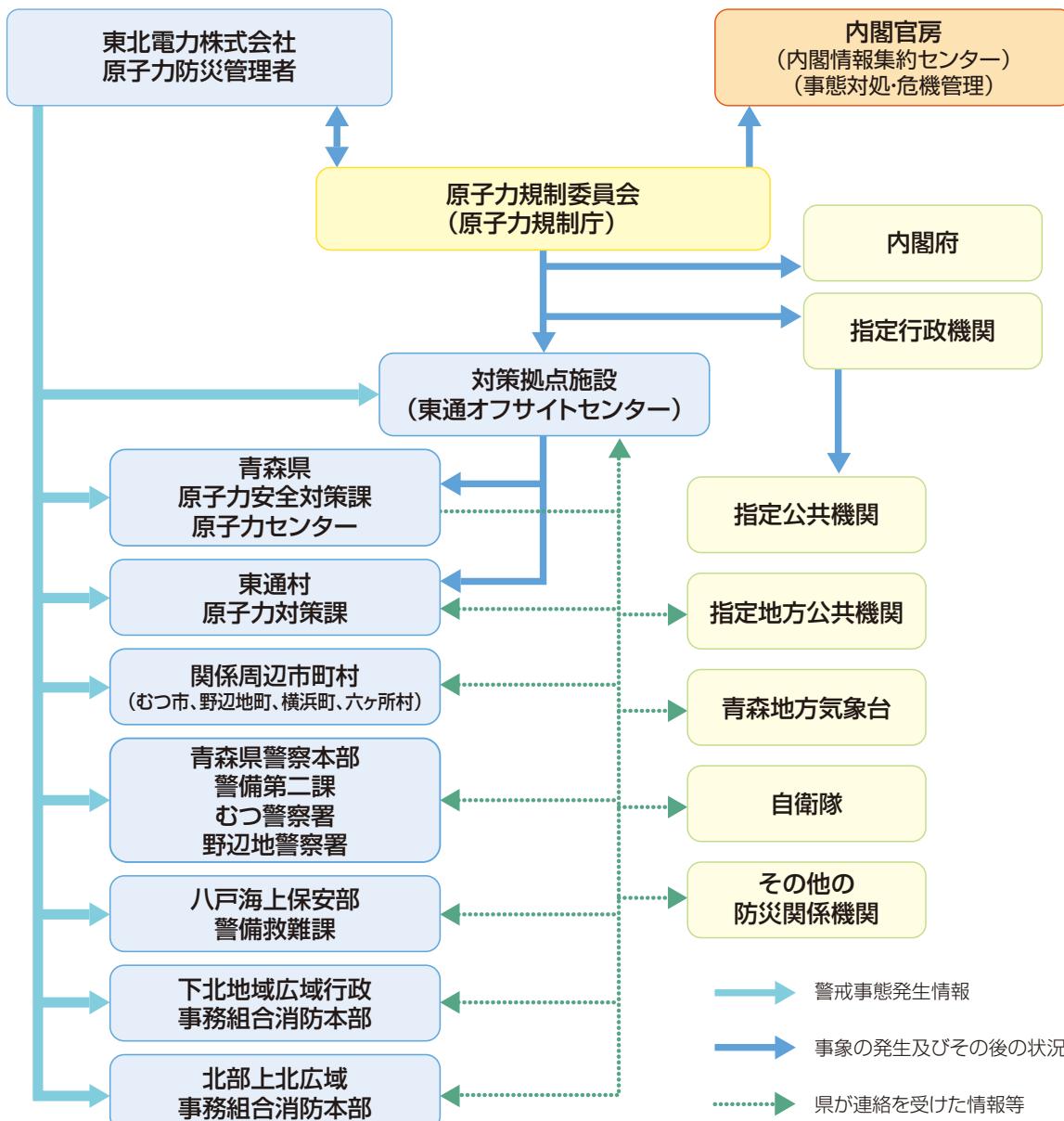
○ 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生の報告を受けた場合又は自ら発見した場合は、県をはじめ原子力規制委員会、所在市町村等に連絡する。原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について関係省庁及び県に対し情報提供を行う。

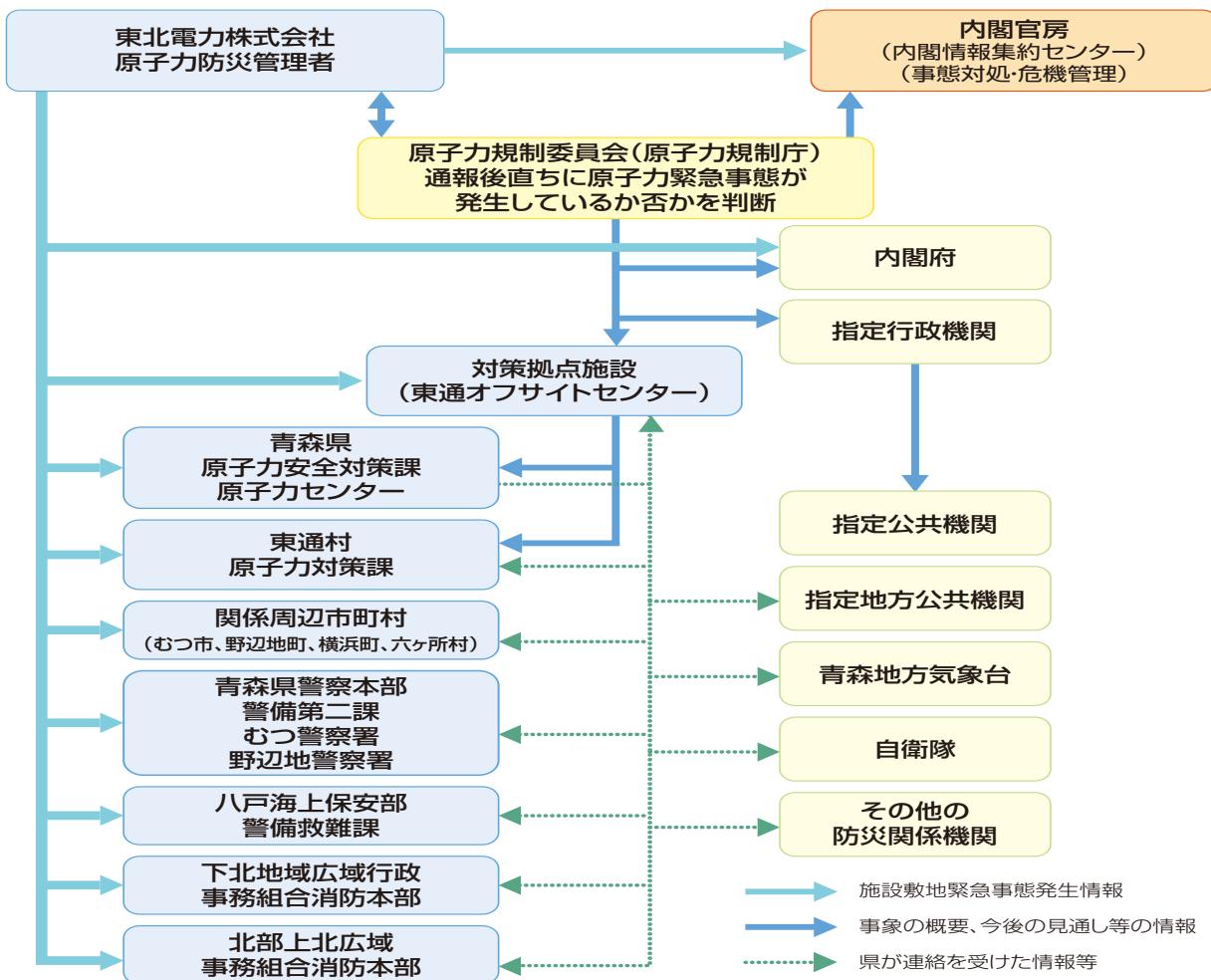
また、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生の報告を受けた場合又は自ら発見した場合は、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、所在市町村等に同時に文書をファクシミリで送付する。

県は、国から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市町村等に連絡する。また、県のモニタリングステーション、モニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合、直ちに国の原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡し、所在市町村及び関係周辺市町村へ連絡するものとする。

警戒事態発生時の連絡体制(例：東通原子力発電所の場合)



施設敷地緊急事態発生時以降の連絡体制(例：東通原子力発電所の場合)



○ 活動体制の確立

原子力災害対策指針等における緊急事態区分に基づく県の活動体制は、下記のとおりとする。

	準備態勢 1号	警戒態勢 2号－1	警戒態勢 2号－2	非常態勢 3号
配備基準	・震度4の地震が観測されたとき ・その他右記に該当しない準備態勢に係る事象が発生したとき	情報収集事態に該当する事象が発生したとき	・警戒事態に該当する事象が発生したとき ・原子力事業者から警戒事態の連絡を受けたとき	・原子力事業者から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生の連絡を受けたとき ・県が設置するモニタリングステーション・モニタリングポストで5マイクロシーベルト毎時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）
設置する組織	－	災害情報連絡室	災害警戒本部 配備基準に該当する地方支部（危機管理局長が決定）	災害対策本部 配備基準に該当する地方支部（知事が決定）
配備決定者	原子力安全対策課長	原子力安全対策課長	危機管理局長 危機管理局長*	知事 知事*
態勢責任者	原子力安全対策課企画防災GM	原子力安全対策課長	災害警戒本部長（危機管理局長） 災害警戒本部地方支部長（地域県民局地域連携部長）*	本部長（知事） 支部長（県民局長）*

*下段は地方支部が設置される場合

○ 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動（緊急時モニタリング）

緊急時モニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターの指揮の下実施することとされている。県は、警戒事態発生の通報を受けた場合、緊急時モニタリングの準備を直ちに開始し、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力し、緊急時モニタリングの構成員として、国、事業者、関係指定公共機関等と連携し、緊急時モニタリングを実施する。

○ 屋内退避、避難収容等の防護活動

- (1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者*に係る避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこととし、P A Zを含む市町村にその旨を連絡するものとする。
- (2) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、P A Z内における避難等の準備を行うとともに、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、P A Zを含む市町村にその旨を伝達することとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、U P Z内における屋内退避の準備を行うこととする。
- (3) 県は、全面緊急事態に至ったことにより内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難を指示した場合は、P A Z内の避難を行うこととし、P A Zを含む市町村に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡を実施する。また、県は、P A Z内の避難の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、原則としてU P Z内における屋内退避を行うこととし、U P Zを含む市町村にその旨を伝達するとともに、U P Z外の市町村に対し、必要に応じて屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

*要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。

自然災害との複合災害が発生した場合

県、所在市町村及び関係周辺市町村は、自然災害との複合災害が発生した場合において、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、人命の安全を第一に、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とし、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示等を行うことが可能である。

広域一時滞在

所在市町村及び関係周辺市町村は、区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては、県を介しあらかじめ定めている受入先市町との調整を行い、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

県は、協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、当該市町村からの要請を待つ時間的余裕がないときは、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行う。

避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関、原子力災害医療協力機関等の支援の下、避難区域等からのO I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等を対象に避難退域時検査及び簡易除染を行う。

安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、原則として、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、原子力規制委員会がその必要性を判断し、県は、避難対象市町村と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

P A Z外の住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、県は、対象市町村と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師等の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。

要配慮者等への配慮

県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、指定避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。また、県は、要配慮者等が避難及び一時移転等に時間を要する場合において、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、放射線防護対策工事を実施した放射線防護対策施設を活用する。

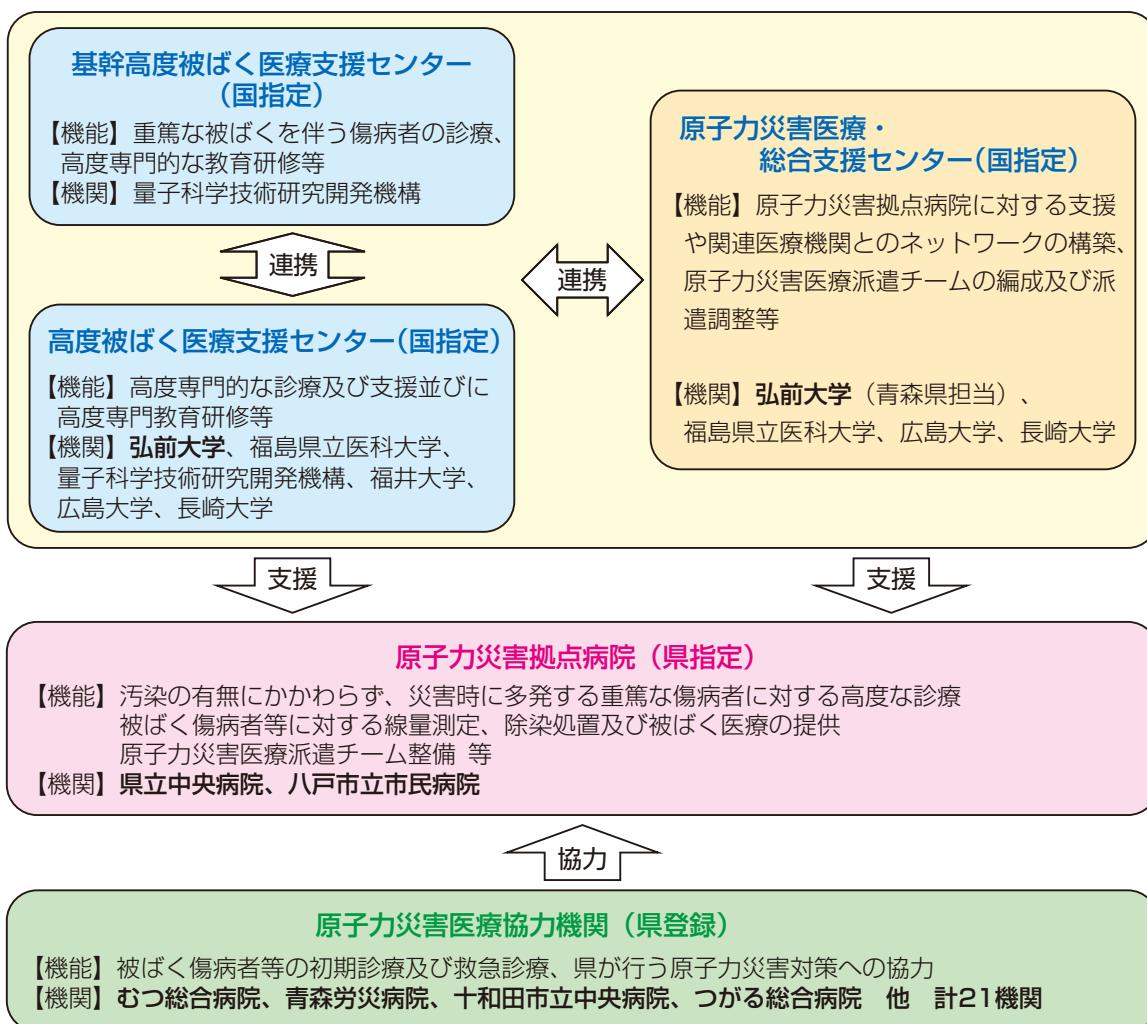
○ 飲食物の出荷制限、摂取制限等

県は、防護措置の判断基準（O I L）の値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示に基づき、対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施する。

○ 緊急輸送活動体制の整備

県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、人命救助や避難者の輸送を優先し調整する。

原子力災害医療体制の概要



○ 原子力災害医療

県は、原子力災害時には、汚染の有無にかかわらず傷病者等に対して、予め整備した原子力災害医療体制に基づいて、初期対応段階における医療処置を行う。

○ 行政機関の業務継続に係る措置

県は、庁舎所在地から避難することとなった場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知し、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、退避先において継続して業務を実施する。また、所在市町村及び関係周辺市町村が庁舎所在地から避難することとなった場合、適切な施設において業務を継続することについて支援する。

○ 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

○ 各種制限措置の解除

県は、モニタリング等による調査、専門家等の判断、国の指導・助言を踏まえ、又は国の指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認する。

○ 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

○ 災害地域住民に係る記録等の作成

県は、市町村が避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、指定避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。また、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査する。さらに、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

○ 被災者等の生活再建等の支援

県は、国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築の他、相談窓口の設置など必要な情報や支援・サービスを提供する。

○ 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

○ 被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携し、必要に応じ、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

○ 心身の健康相談体制の整備

県は、国及び市町村と連携し、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

○ 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品等の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。